

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日からA事業所（以下「事業所」という。）において勤務していたが、同年〇月〇日に離職した。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、公共職業安定所に出頭し、雇用保険の受給資格の決定を求めた。請求人は、同月〇日、安定所長に離職理由に係る異議申立書を提出したが、安定所長は、事業所を管轄するB公共職業安定所長に確認の上、離職理由を変更しないこととした。
- 3 本件は、平成〇年〇月〇日付けで安定所長が請求人に対し、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの基本手当を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第33条第1項に定める正当な理由があると主張して、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、採用条件と実際の労働条件が著しく相違していたこと及び事業所の業務内容が法令に違反していたことを理由に離職したのであり、法第33条第1項に定める正当な理由がある旨主張するので、以下検討する。

(2) 採用条件と実際の労働条件との著しい相違

ア 請求人は、雇用契約書では始業時刻が午前〇時と記載されているにもかかわらず、実際の始業時刻は午前〇時〇分であったと主張する。

この点、事業主が午前〇時〇分に出勤して清掃をするように指示したことは事実であると認められるが、請求人が午前〇時〇分までに出勤しなかった日は、全出勤日数〇日のうちタイムカード上においては〇日あり、それらについて、遅刻を理由としての賃金控除はされておらず、その他遅刻を理由とする不利益な取扱いをしたとの証拠も見受けられない。

当審査会としては、上記事情に鑑みれば、事業主の上記指導をもって、雇用契約書上の労働条件との間に著しい相違があるとはいえないものと判断する。

イ また、請求人は、雇用契約書に割増賃金率〇%と記載されているにもかかわらず、実際には契約どおり〇%の割増賃金率で支払われなかったと主張する。

しかし、事業所が支払った1時間当たりの割増賃金額〇円は、雇用契約書に記載された労働条件(賃金、労働時間、休日等)、給与明細書及び賃金台帳に照らせば、1時間当たりの賃金額に割増賃金率〇%を乗じたものに相当する額として認められるので、採用条件と実際の労働条件との間に相違がある

とはいえない。

(3) 事業所の業務内容の法令違反

請求人は、割増賃金が支払われていないことは、事業所の業務内容が法令に違反しており、法第33条第1項に定める正当な理由に当たると主張する。

この点、割増賃金の一部未払があったのは事実である。しかしながら、割増賃金の未払が法第33条第1項に定める正当な理由に当たると認められるためには、請求人が離職せざるを得ない状況に置かれていたと客観的に認められる程度であることが必要であると解されるどころ、仮に請求人が主張する未払賃金額〇円を全額支給すべきものであったとしても、請求人の雇用期間中に支払われた賃金合計額（〇円）は、同期間中に支払われるべき賃金合計額（〇円）の9割を上回っており、これをもって離職せざるを得ない状況に置かれていたとまでいうことはできないから、請求人の主張を採用することはできない。

(4) したがって、前記(1)の請求人の各主張はいずれも失当であり、法第33条第1項に定める正当な理由はないものと判断する。

なお、請求人は、事業所が違法な業務をしていたこと等を主張するが、一件記録を精査するも、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。